

一般社団法人日本発達心理学会 国際研究交流委員会規程

2011年6月30日 制定

改正 2014年3月20日

2015年3月19日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第6項に基づき、国際研究交流委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、国際研究交流委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、国際研究交流委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、10名程度の委員（以下、「委員」という）、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

2 委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

5 必要に応じて臨時特別委員を置くことができる。

6 委員会は、英文では International Research Committee と表記する。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、委員会に関する次の事項を審議し、処理する。

(1) 国際ワークショップの開催に関すること

(2) 国外の学会、研究会等との交流及び情報交換に関すること

(3) 不定期な国際交流に関すること

(4) その他、必要な事業に関すること

(国際ワークショップ担当者)

第5条 第4条(1)の業務を行うために、臨時特別委員として若干名の国際ワークショップ担当者（以下、「WS担当者」という）を置く。WS担当者は、委員会の候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

2 WS担当者に関する事項は、「国際ワークショップ内規」に定める。

3 WS担当者に関わる旅費及び謝金等については、「学会運営規則」に定める。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 メーリングリスト上で審議を行うことができる。

(議事)

第7条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第8条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、旧「日本発達心理学会企画委員会規約」(1990年6月25日制定)に基づいて新規に作成した。